

改正

令和8年3月31日告示第49号

基山町未来につなぐさが移住支援事業に係る移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、基山町デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、人口移動による社会減を抑え、将来にわたって地域の活力を維持していくことを目的として、子育て世帯の転入や重点分野の担い手を確保するため、佐賀県外から本町に移住した者が、本事業の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において基山町未来につなぐさが移住支援事業に係る移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、佐賀県未来につなぐさが移住支援事業実施要領、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 他の市区町村の住民基本台帳に記録されていた者が本町の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 移住 転入し、生活の本拠を本町に移すことをいう。
- (3) 定住 転入し、5年以上継続して居住することをいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (5) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (6) 起業支援金 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領に基づき佐賀県が起業者に対して支出する起業支援金をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号に定める要件を全て満たし、18歳未満（申請日の属する年度の4月1日時点）の世帯員を帯同して移住した者のう

ち、第2号から第5号までのいずれかの要件を満たす者、又は第1号に定める要件を全て満たし、転入時の年齢が59歳以下の者のうち、第6号又は第7号のいずれかの要件を満たす者とする。なお、胎児の時点で転入し、転入後に出生した子が申請時に同居している場合は、18歳未満の世帯員を帯同して移住した者とみなす。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上佐賀県外に在住していたこと。

(イ) 転入する直前に、連続して1年以上、佐賀県外に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和7年4月1日から令和8年12月31日までの期間に転入し、令和8年12月31日までに次号から第7号までのいずれかの要件を満たす者であること。

(イ) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 支援金の申請日から5年以上継続して本町に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号。次項において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) 基山町移住支援金交付要綱（令和元年告示第63号）に基づく基山町移住支援金の交付を受けていないこと。

(エ) 過去10年以内に交付対象者を含む世帯員が移住支援金を地方自治体から受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、佐賀県及び町が認める場合を除く。

(オ) 町税等の滞納がないこと。

(カ) その他町長が支援金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、佐賀県が「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第5に定める移住支援事業に係る移住支援金の対象として「さがジョブナビ」に掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第5の2(1)①に示す対象法人に就業していること。

オ この号イの求人への応募日が、「さがジョブナビ」に同求人が移住支援金の交付対象として掲載されている期間中であること。

カ 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク 上記求人への就職日が転入日の3か月前の日以降であること。

(3) 起業に関する要件として、支援金の申請日以前1年以内に起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 農林漁業に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 農林漁業に就業した者のうち、別表第1に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。

イ 転入日の3か月前の日以降に県内において農林漁業に就職又は就業のための研修を開始したこと。

ウ 支援金の申請日から5年以上、農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

(5) 空家の居住を目的とした取得に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 基山町空家等情報登録制度実施要綱（平成28年告示第104号）を活用し、居住することを目的として空家を取得した者であること。ただし、空家を取得した者にとって売主が3親等以内の親族でないこと。

イ 令和6年4月1日以降に、当該空家を取得したこと。

ウ 当該空家の取得後に、当該空家の所在地に住民票を移した者であること。

エ 支援金の申請日から5年以上、居住することを目的として当該空家を継続して保有する意思を有していること。

(6) 伝統工芸等に関する要件として、次に掲げる事項のア又はイに該当し、かつウに該当すること。

ア 転入の3か月前の日以降に、別表第2に掲げる事業者（佐賀県内に限る。）に技術職・技能職として就業した者又は別表第2に掲げる事業者（佐賀県内に限る。）として新たに開業した者で制作・生産を行う者であること。

イ アを目的として、転入日の3か月前の日以降に佐賀県窯業技術センターが実施する窯業人

材育成研修事業一般研修の受講を開始した者であること。

ウ 別表第2に掲げる製品の担い手として、支援金の申請日から5年以上、就業先に継続して就業し、又は開業した事業を継続する意思を有していること。（一定期間の就業後、就業先を退職し、当該製品の担い手として独立開業する意思を有している場合も含む。）

(7) スポーツ振興に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先が、佐賀県が進めるSAGAスポーツピラミッド構想に賛同し、スポーツ選手又はスポーツ指導者を採用する佐賀県内の佐賀県SSPアスリートジョブサポエントリー企業（法人）であること。

イ 佐賀県SSPアスリートジョブサポエントリー企業（法人）に就業した者のうち、別表第1に掲げる人材確保支援策を活用し、当該法人に就業した者であること。

ウ 転入日の3か月前の日以降に、当該法人に就業したこと。

エ 当該法人に、支援金の申請日から5年以上継続して勤務し、佐賀県内において、スポーツ選手又はスポーツ指導者として活動する意思を有していること。

2 18歳未満の世帯員を帯同した2人以上の世帯（次条において「2人以上の世帯」という。）として申請をする場合にあつては、前項に掲げる要件を満たし、かつ、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(1) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。

(2) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属していること。

(3) 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和7年4月1日から令和8年12月31日までの期間に本町へ転入した者であること。

(4) 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも支援金の申請時において転入後1年以内であること。

(5) 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも条例第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、2人以上の世帯として申請をする場合にあつては100万円、単身世帯の申請をする場合にあつては60万円とする。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基山町未来につなぐさが移住支援事業に係る移住支援金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類及びその他

町長が必要と認める書類を添えて、令和9年1月31日までに町長に提出しなければならない。

2 支援金の申請は、同一世帯において1回限りとする。

(交付条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 支援金の申請日から5年以内に本町での居住が困難となった場合又は支援金の申請日から1年以内に就職に関する要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 支援金に関する報告及び立入調査について佐賀県及び町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(支援金の交付決定)

第7条 町長は、第5条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、基山町未来につなぐさが移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。また、適当でないと認めたときは、基山町未来につなぐさが移住支援事業に係る移住支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により交付決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、基山町未来につなぐさが移住支援事業に係る移住支援金交付請求書（様式第4号）により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき支援金を交付するものとする。

(返還請求)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の事項に該当する場合には、支援金の全額又は半額の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から3年未満で本町から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

オ 農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業

しなかった場合、農林漁業に就業後 1 年以上継続しなかった場合

カ 伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後 1 年以内に伝統工芸等に
就業又は開業をしなかった場合、伝統工芸等に就業後 1 年以上継続しなかった場合

キ スポーツに関する人材確保支援策に係る交付決定が取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に本町から転出した場合

(交付手続の特例)

第10条 規則第11条の補助事業等実績報告書の提出及び規則第12条の補助金等の額の確定通知は省略するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 31 日 告示第 49 号)

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区分	実施主体	人材確保支援策
農業	佐賀県	新規就農者育成総合対策
	佐賀県内各市町	(就農準備資金・経営開始資金)
林業	全国森林組合連合会	「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 (林業作業士研修対象者)
漁業	佐賀県漁業就業者支援協議会	経営体育成総合支援事業 (長期研修事業対象者)
スポーツ	公益財団法人佐賀県スポーツ協会	S S P 選手・指導者佐賀定着支援金
	佐賀県	S S P アスリートジョブサポによる職業紹介

別表第 2 (第 3 条関係)

産品名	事業者	団体等
伊万里・有田焼	有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主	佐賀県陶磁器工業協同組合 (登

	たる事業所を有し、伊万里・有田焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であつて、右項に掲げる団体に加入する事業者	録商社を含む）、佐賀県陶磁器商業協同組合、伊万里・有田焼伝統工芸士会、左項市町の商工会議所又は商工会
	有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の原材料等（陶土、生地、型、溶剤、釉（ゆう）薬、絵具）の製造等を主たる業務とする事業者であつて、右項に掲げる団体に加入する事業者	肥前陶土工業協同組合、左項市町の商工会議所又は商工会
唐津焼	唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であつて、右項に掲げる団体に加入する事業者	唐津焼協同組合、唐津観光協会、左項市町の商工会議所又は商工会
	唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の原材料等（陶土、溶剤、釉薬、絵具）の製造等を主たる業務とする事業者であつて、右項に掲げる団体に加入する事業者	左項市町の商工会議所又は商工会
白石焼	右項に掲げる団体に加入する事業者	白石焼陶器組合
諸富家具・建具	同上	諸富家具振興協同組合
小城羊羹	同上	小城羊羹協同組合
神埼そうめん	同上	神埼そうめん協同組合
西川登竹細工	同上	佐賀・長崎竹工販売組合
うれしの茶	右項に掲げる団体に加入する事業者。ただし、うれしの茶を取扱う事業者に限る。	嬉野茶商工業協同組合又は佐賀県茶商工業協同組合
名尾手漉和紙	右項に掲げる事業者	名尾手すき和紙株式会社

鍋島緞通	同上	株式会社鍋島緞通吉島家、吉島伸一鍋島緞通株式会社又は株式会社織りものがたり
肥前びーどろ	同上	副島硝子工業株式会社
浮立面	同上	小森恵雲又は中原恵峰
弓野人形	同上	江口人形店

別表第 3（第 5 条関係）

要件別	確認書類
共通	・ 本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カードのいずれか）の写し ・ 移住後の住民票の謄本 ・ 移住元の住民票の除票、戸籍の附票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（2 人以上の世帯の申請をする場合は、申請者を含む世帯員全員分） ・ 町税等の滞納がないことを証する書類 （申請者が日本国籍を有しない場合） ・ 在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し
就職に関する要件に該当する場合	・ 就業証明書（就職）（別紙 1（様式第 1 号用））
起業に関する要件に該当する場合	・ 起業支援金の交付決定通知書の写し
農林漁業に関する要件に該当する場合	（就農準備研修受講の場合） ・ 佐賀県就農準備資金等研修計画の承認通知書の写し、又は新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の交付決定通知書の写し （就農の場合） ・ 青年等就農計画等の承認書の写し、又は新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付決定通知書の写し （林業の場合） ・ 就業証明書（林業・漁業）（別紙 2（様式第 1 号用））

	・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の写し ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し (漁業の場合) ・就業証明書(林業・漁業) (別紙2(様式第1号用)) ・長期研修支援事業(独立型)実施の認定通知の写し (研修受講後に申請する場合) ・農林漁業研修の受講証明書の写し(受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの)
空家活用に関する要件に該当する場合	・基山町空家等情報登録制度実施要綱(平成28年告示第104号)の活用を証する書類の写し ・空家取得の成立を証する書類(契約書、覚書、所有者の変更を証する書類等)の写し
伝統工芸等に関する要件に該当する場合	(就業の場合) ・就業証明書(伝統工芸等) (別紙3(様式第1号用)) (開業の場合) ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は開業届出済証明書の写し ・別表第2に掲げる団体等に加入したことを証する書類の写し (研修開始後に申請する場合) ・研修受講及び就業等に関する申告書(伝統工芸等) (別紙4(様式第1号用)) ・受講中証明書(伝統工芸等) (別紙5(様式第1号用))又は伝統工芸等研修の受講中であることを証明する書類の写し (研修受講後に申請する場合) ・伝統工芸等研修の受講証明書の写し(受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの)
スポーツ振興に関する要件に該当する場合	・就業証明書(スポーツ) (別紙6(様式第1号用))